

小千谷市告示第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の策定又は変更を行う場合に、地域計画の案を公告の日から2週間、公衆に縦覧します。なお利害関係人は、この期間に、意見書（様式は任意）を提出することができます。

令和8年2月24日

小千谷市長 宮崎悦男

縦覧するもの

東部地区、南部地区の地域計画（案）及び目標地図（案）

地域計画の縦覧場所及び期間及び時間

小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市役所農林課

令和8年2月24日から令和8年3月9日

午前8時30分から午後5時15分

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案に対する意見書の提出について

小千谷市告示第10号で公告の、地域計画案について、利害関係人は、縦覧期間満了の日（令和8年3月9日）までに、下記により市に意見書を提出することができます。

記

1 意見書の提出先及び問い合わせ先

小千谷市農林課

電話 0258-83-3510（問い合わせ用。電話による提出はできません。）

ファックス 0258-83-2789

2 意見書の提出に当たっての注意事項

(1) 提出方法

前記1の窓口への持参又は郵便、ファックスのいずれかの方法によることとし、電話での意見は受け付けできません。なお、様式は、任意のものでかまいません。

(2) 意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

(3) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、職業を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。

(4) 意見書の公表、取扱い

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、個人が特定される場合や、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

なお、提出された意見書に対する個別の回答は行いません。

(5) その他

地域計画案以外に対して意見書の提出はできません。